

令和3年第6回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和3年6月28日(月)
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、北庁舎2階会議室
開 会	令和3年6月28日(月) 15時00分
出 席 委 員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 17人</p> <p>委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員 1番 浅井 昌行 委員 2番 加藤 秀幸 委員 3番 内藤 勝司 委員 4番 堀之内 済 委員 5番 眞野 賢一 委員 6番 村瀬 勝美 委員</p>
欠 席 委 員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美</p>

付議事項	議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第2号	日進市農用地利用集積計画について
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	その他	生産緑地のあつせん願いについて
		農地法第5条第1項第7号の規定による届出取り下げについて

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第6回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第6回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に2番の尾関 洋子 委員と、4番の牧 正行 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>7番と8番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は南小学校から南東に約95メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は499㎡です。</p> <p>申請者は、蟹甲町の実家にお住まいです。</p> <p>実家には両親及び、兄夫婦が居住しており、他に住まいを求めなければなりません。</p> <p>申請者は土地を所有しておらず、両親の所有する土地を検討しましたが、市街化区域の土地はなく、農地として管理する予定の土地などを除くと候補地がありません。</p> <p>実家近隣の土地から候補地を選定しましたが見つかりませんでした。そこで、申請地の土地所有者より必要とされる許可の取得を条件に譲っても良いという内諾を得たため、やむを得ず申請地を選定しました。</p> <p>排水については、汚水は、浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の最終柵に集水し既設道路側溝に排水するため周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、8番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、米野木東の交差点から東に約580メートルの位置に所在し、現況は雑種地で作付けはされておらず、面積は2筆合計で510㎡です。</p> <p>申請者は、平成11年に名古屋市天白区にて法人設立し、その後、瑞穂区白龍町に移転し、一般土木工事、建築外構工事等</p>
--	--

	議長 事務局	<p>の業務に携わっています。</p> <p>法人設立をする平成11年以前より、申請地と隣接地を資材置場として賃借し、当該地の道路向いに存する営業所とともに使用しています。</p> <p>申請地2筆が農地であり、農地法の所定の手続きがなされていないことが判明し、違反転用状態を是正するため、始末書を添付して本申請に至ったものです。</p> <p>排水については、転用済みの隣接地内の東側に存する既設井に集水し既設の排水路へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>7番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>権利の種類は所有権の移転、転用目的は分家住宅及び車庫を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連単している区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については、自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年8月1日から令和4年1月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号8番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目</p>
--	-----------	---

		<p>的は資材置場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については、既に造成済みのため該当ありません。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、昭和57年に工事は既に終了しています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>7番の案件について、譲受人と譲渡人は親子関係にあるのか。親子関係ではありませんが、都市計画法上、分家住宅の要件を満たしているため建築が可能です。</p> <p>申請者の親が土地を購入して、申請者が土地利用をするのか。申請者が土地を購入し、分家住宅を建築します。</p> <p>8番の案件について、現在は砂利敷きか。碎石ではなく転圧された土です。</p> <p>賃借権でこれまでも利用していたということか。その通りです。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>議案第2号を上程。事務局に説明を求める。</p> <p>(議案内容説明)</p> <p>議案第2号の内容について、整理番号4番を除く案件につい</p>
	議長	
	委員 事務局	
	議長	
	議長	
	事務局 議長	

議長	<p>て、委員に対し、意見質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号、整理番号4番を除く案件について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>議案第2号、4番を除く案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号、整理番号4番の審議に入る。</p>
	<p>(農業委員会法第24条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p>
議長	<p>議案第2号、整理番号4番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員	<p>4番の案件について、今回は初めてか。</p>
事務局	<p>法人として初めて農業参入します。</p>
委員	<p>申請地は現在作付けはされているのか。</p>
事務局	<p>現在は休耕中の農地です。</p>
委員	<p>申請者は農家要件があるのではないか。</p>
事務局	<p>法人としては、農家要件がないため、法人として新規参入します。</p>
委員	<p>主に何を作るのか。</p>
事務局	<p>季節野菜から始めると思われます。</p>
	<p>相当期間中、休耕状態の農地であったため、まずは土づくりから始めて多品種の野菜を栽培し、将来的には販売も視野に入れて農業をしていくと思われます。</p>
議長	<p>議案第2号、整理番号4番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号、整理番号4番の案件の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>議案第2号、整理番号4番の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>(退席委員 入室)</p>
議長	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局	<p>(事務局より専決について一括で報告)</p>
	<p>専決1号 3条届出 1件</p>

	議長	専決2号 5条届出 5件 専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	議長 事務局	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告) 生産緑地のあっせん願いについて 1件 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取り下げにつ いて 1件
	議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	議長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 (令和3年7月28日(水) 午後3時 本庁舎4階第1会議室)
	議長 (15:40)	特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会につ いて宣言

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 2番委員
議事録署名者 4番委員